

ESDにおける日本ユネスコ国内委員会の役割について

(DESD関係省庁連絡会議)

- DESD連絡会議は、関係省庁申合せに基づき、DESDに係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に設置

(日本ユネスコ国内委員会)

1. DESDとユネスコ

- 2002年の国連決議において、ユネスコがDESDの主導機関として指名

2. ユネスコと日本ユネスコ国内委員会

- 日本は1951年にユネスコに加盟(現在、加盟国は193カ国)
- ユネスコ憲章第7条において、各加盟国の国内委員会の設立が推奨され、ユネスコ関連のすべての事項についてリエゾンを行うこととされている
- 日本では、ユネスコ憲章第7条を受け、ユネスコ精神の実現に向け、国内のユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、日本ユネスコ国内委員会を設置【ユネスコ活動に関する法律第5条】
- 日本ユネスコ国内委員会は、文部省に置かれる特別の機関として設置【ユネスコ活動に関する法律第5条】

3. 日本ユネスコ国内委員会と国内のユネスコ活動

- 日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコ活動に関する法律に基づき、国内のユネスコ活動の基本方針の策定や普及のための措置を講じる等の権限を有する

ユネスコ憲章(抄)

第七条 国内協力団体

- 1 各加盟国は、教育、科学及び文化の事項にたずさわっている自国の主要な団体をこの機関の事業に参加させるために、その特殊事情に即する措置を執らなければならない。その措置としては、広く政府及びこれらの団体を代表する国内委員会の設立によることが望ましい。
- 2 国内委員会又は国内協力団体があるところでは、これらは、この機関に関係がある事項について総会における各自国の代表団及び自国の政府に対して、助言的資格で行動し、且つ、この機関に関係があるすべての事項について連絡機関としての任務を行う。
- 3 この機関は、加盟国の要請に基づいて、その国の国内委員会に対し、その事業の発展を援助するために臨時的に又は恒久的に事務局員一人を派遣することができる

ユネスコ活動に関する法律(抄)

(設置)

第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)を置く。

(所掌事務の範囲及び権限)

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

- 一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項
- 二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項
- 三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項
- 四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項
- 五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項
- 六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項
- 七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項
- 八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その

他ユネスコ活動に関し必要な事項

- 2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。
- 4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。
- 5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。
- 6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。
- 7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。